

新旧対照表（案）

博物館に相当する施設の指定審査基準

旧	新
<p>1 目的 この基準は、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第20条及び第24条の規定に基づき、横浜市教育委員会が博物館に相当する施設の指定及び指定取消しの審査を行う際に必要な基準を定める。</p> <p>2 資料について 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。</p> <p>(1) 資料は、実物、標本、模型等の所蔵資料を有することを原則とするが、寄託資料であってもよいこと。</p> <p>(2) 所蔵資料は常に整理分類され保管されていること。</p>	<p>1 目的 この基準は、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第24条第1項の規定に基づき、横浜市教育委員会が博物館に相当する施設の指定の審査を行う際に必要な基準を定める。</p> <p>2 体制について (削除)</p> <p>(1) 資料の収集、保管および展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。(4)、4の(1)において同じ。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって、博物館法（昭和26年法律第285号、以下「法」という。）第31条第2項で規定する指定施設（以下「指定施設」という。）を運営する体制を整備していること。</p> <p>(2) (1)の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>(3) (2)に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。</p> <p>(4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。</p> <p>(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と協力し、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。</p> <p>(6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。</p> <p>(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。</p>

旧	新
<p>3 職員について  <u>学芸員に相当する職員がいること。職員は一般職員のほか、専門的職員として次のいずれかに該当する職員を有すること。</u></p> <p>(1) <u>学芸員有資格者</u></p> <p>(2) <u>学芸員に相当する者</u>  <u>学芸員に相当する職員は少なくとも次によるものとする。</u></p> <p>ア <u>高等学校卒の職員は10年以上の経験を有する者</u>  イ <u>短期大学卒の職員は7年以上の経験を有する者</u>  ウ <u>大学卒の職員は5年以上の経験を有する者</u></p> <p>4 施設について  <u>博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。</u></p> <p>(1) <u>総合博物館、歴史博物館、民俗博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館について</u>  ア <u>建物はおよそ132㎡以上の延面積を有すること。</u>  イ <u>陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること。</u></p> <p>(2) <u>動物園、植物園について</u>  ア <u>およそ1,320㎡以上の土地があること。</u>  イ <u>動物収容施設、植栽園、事務室等が整備されていること。</u></p> <p>(3) <u>水族館について</u></p> <p>ア <u>展示用水槽が4個以上でかつ水槽面積の合計は360㎡以上であること。</u>  イ <u>放養、飼養池、事務室等が整備されていること。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>5 事業について  <u>博物館の事業に類する事業をおおむね実施していること。</u></p> <p>(1) <u>展示は常設展はもとより、特別展なども行なっていること。</u></p>	<p>3 職員について  <u>(削除)</u></p> <p>(1) <u>2の(1)の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。</u>  (2) <u>学芸員に相当する職員が置かれていること。</u></p> <p><u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u></p> <p>(3) <u>2の(1)の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。</u></p> <p>4 施設及び設備について  <u>(削除)</u></p> <p>(1) <u>資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。</u>  <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。</u>  <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u></p> <p>(3) <u>指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。</u>  <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) <u>高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。</u>  <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u></p>

旧	新
<p><u>(2) 案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。</u></p> <p><u>(3) 各種の講習会、講演会、映画会等が行なわれていること。</u></p> <p><u>(4) 資料について調査研究活動が行なわれていること。</u></p> <p><u>(5) その他各種の教育活動が配慮されていること。</u></p> <p><u>6 運営について</u></p> <p><u>(1) 館園の設置規程、利用規則、職員組織規程等館園の運営に必要な諸規程が整備されていること。</u></p> <p><u>(2) 開館日数が年間を通じ100日以上であること。</u></p> <p><u>(3) 館の運営が年間を通じて一般に公開されていること。</u></p> <p><u>(4) 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること。</u></p> <p><u>7 適用日</u> この基準は、<u>平成27年4月1日</u>から適用する。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>5 適用日</u> この基準は、<u>令和5年4月1日</u>から適用する。</p>